



# 離婚したときの手続き



令和5年1月作成

泉区役所

- ◇ 離婚したときの区役所での主な手続きのご案内です。
- ◇ 来庁の際は、本人確認資料及び印鑑(朱肉使用)を持参してください。
- ◇ 各手続きの詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

| 手続きが必要な場合                           | 手続き  | 手続きに必要なもの   | 担当窓口                           |
|-------------------------------------|--|---|--------------------------------|
| 離婚届を提出する                            | 離婚届(協議離婚)<br>▽ 届出書には、成年の証人2人の署名が必要です。              | <input type="checkbox"/> 離婚届(成年の証人2人の署名があるもの)<br><input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(謄本)<br>(本籍地が横浜市内の方は必要ありません)<br><input type="checkbox"/> 本人確認資料(運転免許証など)※1   | 2階 201番<br>戸籍課戸籍担当<br>800-2341 |
|                                     | 離婚届<br>(調停離婚又は裁判離婚)                                | <input type="checkbox"/> 離婚届<br><input type="checkbox"/> 調停調書の謄本(調停離婚)または裁判の謄本及び確定証明書(裁判離婚)<br><input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(謄本)(本籍地が横浜市内の方は必要ありません)<br><input type="checkbox"/> 本人確認資料(運転免許証など)※1 |                                |
| 離婚後も姓を変えず、結婚中の姓を使いたい場合              | 離婚の際に称していた氏を称する届<br>離婚届と同時に又は離婚の日から3か月以内に提出してください。 | <input type="checkbox"/> 離婚の際に称していた氏を称する届<br><input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(謄本)(本籍地が横浜市内の方は必要ありません)   |                                |
| 離婚に伴って住所を異動する場合は、「引っ越しの手続き」をご覧ください。 |  |   | 2階 204番<br>戸籍課登録担当<br>800-2345 |
| 離婚した夫婦の住民票を別世帯にする                   | 住民異動届(世帯分離)  | <input type="checkbox"/> 本人確認資料(運転免許証など)※1  |                                |

| 離婚により氏名変更した場合                                       | 手続き   | 手続きに必要なもの   | 担当窓口                              |
|---|---|---|-----------------------------------|
| 氏名変更前の旧姓で印鑑登録をしている(姓ではなく名だけの印鑑で登録していた場合を除く)         | <input type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード)の返還<br>印鑑登録は自動的に抹消されます。新しい印鑑で登録するには新たに印鑑登録申請が必要です。詳細はお問い合わせください。           |   | 2階 204番<br>戸籍課登録担当<br>800-2345    |
| マイナンバーカードの発行を受けている                                  | これまでの署名用電子証明書は失効します。<br>改めて署名用電子証明書の発行申請をする場合はお問い合わせください。   |   |                                   |
| 国民年金に加入している   | 国民年金被保険者資格取得・異動届(申出書)   | <input type="checkbox"/> 年金手帳等基礎年金番号がわかるもの  | 2階 207番<br>保険年金課国民年金係<br>800-2421 |
| 右欄の被保険者証、手帳、受給者証等を持っている場合には、氏名変更届やその他の手続きがそれぞれ必要です。 | 横浜市国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証  |   | 2階 205番<br>保険年金課保険係<br>800-2425   |
|   | 後期高齢者医療被保険者証、重度障害者医療証   |   | 2階 206番<br>保険年金課給付担当<br>800-2427  |
|   | 身体障害者手帳、愛の手帳・精神保健福祉手帳(209番)、自立支援医療受給者証(精神通院医療・更生医療 209番)／(育成医療 210番)、特定医療費(指定難病)受給者証(214番)、障害福祉サービス受給者証(209番) |   |                                   |
| 医師、看護師、薬剤師、調理師等の資格を持っている                            | 籍訂正・免許証書換交付申請、名簿訂正申請  | <input type="checkbox"/> 各免許証<br><input type="checkbox"/> 戸籍全部(個人)事項証明書(謄抄本)<br>※手続きには、手数料がかかります。詳細はお問い合わせください。 | 3階 314番<br>生活衛生課<br>800-2443      |
| 犬を飼っている   | 飼い犬の登録事項変更届   | ▽ケースにより手続きが異なりますので、お問い合わせください。  | 3階 314番<br>生活衛生課<br>800-2452      |
| 125cc以下のバイクを持っている                                   | 原動機付自転車登録変更(氏名変更)の届出  | <input type="checkbox"/> 標識交付証明書<br><input type="checkbox"/> 本人確認資料<br>▽ケースにより必要なもの、手続きが異なります。必ずお問い合わせください。     | 3階 303番<br>税務課<br>800-2353        |

| 離婚により扶養関係に変更がある場合                               | 手続き                   | 手続きに必要なもの  | 担当窓口                              |
|---|-----------------------|--|-----------------------------------|
| 厚生年金や共済年金加入者の配偶者の被扶養家族であった方が扶養対象でなくなり、国民年金に加入する | 国民年金被保険者資格取得・異動届(申出書) | <input type="checkbox"/> 年金手帳等基礎年金番号がわかるもの<br><input type="checkbox"/> 社会保険資格喪失証明書 | 2階 207番<br>保険年金課国民年金係<br>800-2421 |
| 配偶者の健康保険の被扶養家族であった方が、横浜市国民健康保険に加入する場合           | 国民健康保険資格取得届           | <input type="checkbox"/> 社会保険資格喪失証明書<br>同一世帯に横浜市国保加入者がいる場合は、国民健康保険被保険者証も必要         | 2階 205番<br>保険年金課保険係<br>800-2425   |

※1 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)、マイナンバーカード。その他については、電話等で必ず確認してください。

| お子さんがいる方が離婚した場合   | 手続き  | 手続きに必要なもの  | 担当窓口                                       |
|---|--|--|--|
| 離婚届を出しただけではお子さんの戸籍は変わりません。お子さんの戸籍の変更については、担当窓口にお尋ねください。   |  |  | 2階 201番<br>戸籍課戸籍担当<br>800-2341             |
| 予防接種予診票を持っている   | 手続きは必要ありません。そのままお使いいただけます。   |  | 3階 313番<br>福祉保健課<br>健康づくり係<br>800-2445     |
| 小児医療費助成を受けている子の保護者を変更する。または加入している健康保険を変更する<br>(ただし、ひとり親家庭等医療費助成を受ける場合を除く)   | 小児医療保護者変更届<br>小児医療加入保険変更届  | <input type="checkbox"/> 小児医療証<br><input type="checkbox"/> 新しい健康保険証  | 2階 206番<br>保険年金課<br>給付担当<br>800-2427       |
| 児童手当を受給する保護者を変更する   | 新たに受給者になる方による請求手続き<br>(所得額により対象外となる場合があります。)   | <input type="checkbox"/> 新請求者名義の銀行預金通帳<br><input type="checkbox"/> 新請求者の健康保険証の写し(共済組合員の方のみ)<br><input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 ※2  | 2階 210番<br>こども家庭支援課<br>こども家庭係<br>800-2444  |
| 認可保育所・小規模保育事業・認定こども園・幼稚園を申請または利用している児童がいる。  | 現在持っている認定情報(住所、世帯構成、負担区分、認定事由等)を変更する。  | <input type="checkbox"/> 認定変更申請書<br>※状況により提出していただく書類が異なります。右記の窓口で必ずご相談ください。  | 2階 210番<br>こども家庭支援課<br>こども家庭係<br>800-2413  |
| ひとり親家庭になった場合<br>(ひとり親家庭とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、20歳未満で中程度の障害のある児童又は20歳未満で高等学校等に在学中の児童を養育している父子家庭又は母子家庭のことをいいます。右の各行政サービスを受けるには保護者や扶養義務者の所得制限があります) | 児童扶養手当の請求<br>(所得制限があります。対象になる方には、児童扶養手当証書を交付します。)<br><事前に210番窓口にご相談ください>   | <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(謄本)<br><input type="checkbox"/> 対象児童と請求者が含まれる世帯全員の住民票の写し(本籍・続柄入り)<br><input type="checkbox"/> 請求者名義の銀行預金通帳<br><input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書          | 2階 210番<br>こども家庭支援課<br>子育て支援担当<br>800-2448 |
|   | 特別乗車券の申請<br>※児童扶養手当に認定された方   | <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書<br><input type="checkbox"/> 利用者の写真(上半身・正面・無帽、縦3cm×横2.4cm)  | 2階 210番<br>こども家庭支援課<br>こども家庭係<br>800-2444  |
|   | ひとり親家庭等医療費助成の申請<br>(対象者には横浜市(親)福祉医療証が交付されます)<br>水道料金基本料金相当額減免申請書用紙をもらう<br>水道料金基本料金相当額減免申請書を記入したら、2階206番窓口へ提出をお願いします。水道料金の詳細については水道局お客様サービスセンター(847-6262)にお問い合わせください。 | <input type="checkbox"/> 健康保険証<br><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書(母子家庭の場合)<br><input type="checkbox"/> 前々年分所得証明書(母子家庭以外の場合)<br><input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(謄本)(児童扶養手当証書を持っていない方の場合) | 2階 206番<br>保険年金課<br>給付担当<br>800-2427       |
|   | ひとり親医療費助成の対象となると、小児医療費助成の対象外になりますので、小児医療証をお持ちの場合は返却してください。   | 粗大ごみ処理手数料減免申請は、粗大ごみ受付センター(0570-200-530、IP電話、PHSは330-3953)にお問い合わせください。  |  |
| 福祉保健に関することを相談したい。   | くらしのこと、子どものこと等について、ソーシャルワーカーと保健師が相談に応じます。  |  | 2階 210番<br>こども家庭支援課<br>子育て支援担当<br>800-2448 |
| 母子家庭等への「修学資金」などの貸し付けを受けたい。  | 母子父子寡婦福祉資金   | 詳細はお問い合わせください。   |  |

※2 マイナンバーカード、運転免許証+通知カード、パスポート+通知カードなど。その他については、確認してください。

## ☆ 区役所以外の主な手続き ☆

◎ 国民年金・国民健康保険以外の社会保険関係(氏名・住所変更、扶養関係、厚生年金・共済年金の離婚分割等)については、勤務先や年金事務所(泉区管轄は横浜西年金事務所(820-6655))にお問い合わせください。

◎ 氏名変更・住所変更した場合

| 項目               | 主な問合せ先                   |
|------------------|--------------------------|
| 公共料金(電気・ガス・水道等)  | 各事業者の営業所など               |
| 電話(NTT、市外電話サービス) | 最寄りの電話局、市外電話サービス業者       |
| NHK受信契約          | 0120-151515(フリーダイヤル)     |
| クレジットカード         | クレジット会社                  |
| 生命保険             | 各生命保険会社                  |
| 簡易保険             | 郵便局の保険担当窓口               |
| 不動産              | 地方務務局(泉区は戸塚出張所 871-3912) |

| 項目    | 主な問合せ先  |
|-------|---|
| 預貯金   | 預入金融機関  |
| 株式    | 会社、信託銀行、証券会社等   |
| パスポート | パスポートセンター(045-222-0022)                                 |
| 運転免許証 | 最寄りの警察署(泉区は泉警察署805-0110)                                |
| 自動車   | 運輸支局事務所(普通自動車、125cc超二輪車)、軽自動車協会(660cc以下軽自動車)、自動車保険は保険会社 |

◎ 手続きの際に、住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書(謄抄本)などが必要になる場合があります。提出先に「誰」の「どんな証明」が必要かを確認の上、証明書を請求されるようにお願いします。

▶ 代表的な項目について掲載しています。必要な手続きは各々違いますので、各窓口にお問い合わせください。